平成２９年（フ）第１５０号
愛知県豊川市西塚町３丁目67番地　ベルカーサ403号
債務者　小栁津直代
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７０号
愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割13番地１（１―210）
債務者　風花こと　山本　典子（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３６０号
岡山県倉敷市児島塩生350番地１　１―104
債務者　幸髙　健二
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６２号
東京都八王子市中野上町３丁目32番３―308号市営住宅中野団地
債務者　横山　一男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８９２号
東京都東久留米市下里４丁目１番12―409
債務者　辻本　裕彦
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９３４号
東京都町田市成瀬８丁目25番12号パークサイド成瀬101
債務者　浅見　桃子（旧姓本藤）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
長崎県佐世保市原分町701番地の１
債務者　松尾　秀子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
長崎県佐世保市折橋町591番地、前住所神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目24番８号
債務者　宮副　　健
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
長崎県佐世保市日宇町339番地、前住所長崎県佐世保市相浦町828番地１　リバーサイドサニーメゾンＡ202
債務者　森　　信子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
長崎県佐世保市吉井町春明180番地　御橋住宅73―２棟６
債務者　平松那沙美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
長崎県佐世保市十郎新町96番地７、前住所佐賀県佐賀市新栄東３丁目７番17―403号　第６アサヒビル
債務者　邉見　正和
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９８７号
東京都府中市是政１丁目４番地の２ネギビレッヂⅡ102
債務者　内田　　豊
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５８号
愛知県豊川市新宿町１丁目22番地
債務者　橋本興業こと　橋本　孝行
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７０８号
横浜市緑区白山４丁目45番７号　M’ｓｆｌａｔ201号
債務者　荒木　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８９号
横浜市泉区中田南４丁目６番18―403号
債務者　佐藤　隆之
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部